

広報 EBETSU えべつ

あなたとまちをつなぐ

目次

- 2 江別市パートナーシップ宣誓制度
- 4 新型コロナワクチン 最新情報
- 6 新生活の手続きはお早めに
- 10 江別の顔づくり事業 基盤整備が完了します！
- 13 「まちづくり市民アンケート調査」の結果
- 27 学生のみなさん 新しいことに挑戦しませんか

2022

3

vol.989

ス
イ
ス
ー
イ
滑
る
よ
！

1/8～2/6まで江別第二中学校のグラウンドに開設していたスケートリンク。今年も小・中学生を中心に幼児から高齢者まで幅広い年齢の方が利用しました。





3月1日(火)から予約受付開始 江別市パートナーシップ宣誓制度

【性的少数者(性的マイノリティ)】

LGBT など同性が恋愛対象の人や、男性も女性も恋愛対象の人、自分の性に違和感を覚える人のように、典型的とされていない性自認や性的指向を持っている人や、性自認や性的指向の定まっていない(または、持っていない)人のことを指します。

【性的指向・性自認(SOGI)】

LGBT の当事者も、そうでない人も世の中のすべての人が持っている「性の属性」を表します。それぞれの英語表記の頭文字を取って、SOGI(ソジまたはソギ)ともいいます。

- 性的指向(Sexual Orientation)
好きになる性。どの性別を恋愛の対象とするか。性別にかかわらず恋愛の対象とする人もいます。
- 性自認(Gender Identity)
こころの性。自分の性別をどう思っているか。男性・女性のほか、どちらでもないという人もいます。

パートナーシップ宣誓制度とは

パートナーシップ宣誓制度は、LGBT等性的少数者の当事者を含むカップルが、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合う関係であることを宣誓し、市が両者に対して証明書(パートナーシップ宣誓書受領証)を交付する制度です。

法律上の同性婚が認められていない日本では、平成27年11月に東京都渋谷区と世田谷区が国内で初めてパートナーシップ宣誓制度を導入しました。

また、道内でも平成29年6月に札幌市が導入したほか、令和4年1月4日時点で国内の147の自治体がパートナーシップ宣誓制度を導入しています。

生きづらさの解消を目指す

自治体が行うパートナーシップ宣誓制度は、結婚に似ていますが、国が法律で認めている婚姻制度とは全く別の制度です。パートナーシップ宣誓を行っても法的な権利や義務が発生することはなく、相続や税控除などの法律上の効果もありません。

しかし、この制度は、性的少数者の方々が日常的に感じている「生きづらさ」の解消につながると思われます。

たとえば江別市では、これまで配偶者としてか入居できなかった市営住宅にパートナーと一緒に入居できたり、同居であれば税務証明書を委任状なしで請求できるようになる予定です。

また、民間事業者において

も、携帯電話料金のファミリー割引の適用や生命保険の受取人の指定、従業員のパートナーを配偶者とみなして福利厚生を適用するなど、これまで法律上の夫婦や家族しか受けられなかったサービスを性的少数者のカップルも受けられるようにする取り組みが広がっています。

江別市でパートナーシップ宣誓制度を導入する理由

日本では、人口の約8%がLGBT等性的少数者であり、その多くが生きていると深い困難を感じているといわれています。「愛する人を家族と認めてもらえない」ともその一つです。

江別市では、パートナーシップ宣誓をした2人の意思を尊重し、受領証という形で公に示すことにより、市民全体の性の多様性への理解促進を図っていきます。

これにより、LGBT等性的少数者やそのカップルの方に対する社会的な偏見や差別が解消され、性的少数者の方々が自分らしく生き生きと暮らしていけるようになることを目指し、パートナーシップ宣誓制度を導入します。

【「カミングアウト」と「アウティング」】

自分が性的少数者であることを人に打ち明けることを「カミングアウト」といいます。

一方、本人以外の人が、本人の同意を得ずにその事実を他者に言いふらしたり、それと分かるような言動をとることを「アウティング」といいます。

アウティングは重大な人権侵害です。もし、あなたがカミングアウトや相談を受けた場合、それはあなたが信頼されていることの証です。その思いを真摯に受け止め、本人の同意がない限り、絶対に口外しないようにしてください。

【お店、施設、病院などで働く皆さまへ】

家族限定のサービスを提供しているお店などで、配偶者や家族であることの証明としてパートナーシップ宣誓受領証が提示される場合があります。

受領証の提示は、パートナー関係の証明であると同時に、カミングアウトでもあります。対応される方は、この制度の趣旨と二人の関係をご理解いただき、アウティングに注意しながら公平かつ適正な対応を心がけてください。



パートナーシップ宣誓制度に関するQ & A



パートナーシップの宣誓は同性カップルしかできないのですか？

A. 少なくとも一方が LGBT 等性的少数者の方であれば、戸籍上異性であっても宣誓することができます。



性的少数者以外の市民の生活にはどんな影響がありますか？

A. この制度に法的拘束力はなく、当事者以外の方の権利が制限されたり、新たな義務が発生することはありません。



結婚や事実婚とパートナーシップ宣誓制度はどのように違うのですか？

A. 結婚は法律に基づき行われるもので、相続など財産上の権利や、税金の控除、扶養の義務などさまざまな権利や義務が発生します。

また、事実婚は健康保険や厚生年金保険の被扶養者となることのできるほか、遺族年金の受給が可能であるなど、婚姻に準ずる一定の関係性が認められています。

一方、パートナーシップ宣誓制度は市の規定（要綱）に基づいて行われる制度で、法的な権利や義務が発生することはなく、相続や税控除などの法律上の効果はありません。

3月1日から事前予約の受付を開始します

【宣誓をすることができる方】

以下の項目すべてに該当している必要があります。

- (1) 少なくとも一方が性的少数者である2人のカップルであること。
- (2) 双方が成年に達していること（※4月1日以降は18歳以上）
- (3) 少なくとも一方が江別市に住民登録をしている（または、転入を予定している）こと。
- (4) 双方に配偶者がいない（婚姻していない）こと。
- (5) 宣誓する相手以外の者とパートナーシップの関係にないこと。
- (6) 双方が近親者（直系血族または3親等以内の傍系血族もしくは直系姻族の関係）でないこと。

● 宣誓には事前予約が必要です。希望日の1週間前までに市民生活課までご連絡ください。（事前予約がない場合は、対応ができませんのでご注意ください。）

● 宣誓の手続きや必要書類などの詳細は、ホームページをご覧ください。市民生活課までお問い合わせください。

【詳細・お問い合わせ先】

生活環境部 市民生活課（市民協働担当）

・窓口：市役所本庁舎2階 市民生活課窓口（17番）

・電話：☎ 381-1124（直通）

（受付時間：月～金 8:45～17:15 土日祝・年末年始を除く）

・Eメール：danjo@city.ebetsu.lg.jp

・ホームページ：

<http://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/soshiki/shiminseikatsu/99766.html>



新型コロナ ワクチン 最新情報

※ 掲載内容は後から変更される場合があります

新型コロナウイルス感染症

3回目ワクチン接種について

3回目接種

3回目接種は、2回目の接種が終了してから8か月以上経過した方で、18歳以上の方が対象となります。

市で接種記録を確認し、概ね1週間ごとに、順次、該当者へ接種のお知らせと接種券付き予診票・予防接種済証をお送りする予定です。

※ 3回目接種は国の計画変更などにより、変更される場合があります。変更があった場合は、市ホームページや広報誌でお知らせします。

接種間隔の短縮

下表の3回目接種の対象者のとおり、8か月以上の経過を待たずに前倒しで3回目の追加接種を行います。

※ 前倒し接種の時期に合わせて、2回目接種から6か月を経過した頃に接種券を送付します。

※ 2回目接種から7か月を経過しても接種券が届かない場合は、市の新型コロナウイルス感染症対策室（☎385-8910）までお問い合わせください。

3回目接種の対象者

対象者	3回目を接種できる日
高齢者の方（令和3年度中に65歳になる方） 医療従事者などの方	2回目を接種した日から、6か月を経過した日以降
そのほかの一般の方	2回目を接種した日から、7か月を経過した日以降

※ 集団接種会場の予約枠に空きがある場合は、接種券が届いた方から、年齢帯問わず6か月経過した日以降に接種できます。（特に基礎疾患をお持ちの方やエッセンシャルワーカーの方は、早めの接種をご検討ください）

3回目接種券発送スケジュール

2回目接種日	3回目接種券発送日
令和3年8月18日～令和3年9月3日	令和4年2月22日～令和4年3月3日
令和3年9月4日～令和3年9月17日	令和4年3月8日～令和4年3月17日
令和3年9月18日～令和3年9月30日	令和4年3月22日～令和4年3月29日
令和3年10月1日～令和3年10月15日	令和4年4月5日～令和4年4月14日
令和3年10月16日～令和3年10月31日	令和4年4月19日～令和4年5月6日
令和3年11月以降	令和4年5月6日以降

3回目接種に使用するワクチン

【使用するワクチンの種類】

メッセンジャー RNA ワクチン（ファイザー社製、武田/モデルナ社製）を使用します。

- ファイザー社製：0.3ml を接種（1、2回目と同量）
- 武田/モデルナ社製：0.25ml を接種（1、2回目の半分）

【交互接種】

3回目接種（追加接種）では、1、2回目と異なるワクチンを接種できます。

※ どの組み合わせで接種した場合でも、追加接種前と比較して追加接種後15日目の抗体価が上昇していることが確認されています。

ワクチン接種は任意です

新型コロナワクチン接種は強制ではありません。接種後に予想される副反応と得られると期待される効果をよく考え、ワクチン接種をするかどうかを決定してください。

3 回目接種率

令和 4 年 2 月 10 日(木)現在、市内の 3 回目接種率は 7.8%です。

3 回目接種で予想される副反応と効果

【予想される副反応】

3 回目の接種後、7 日以内の副反応はファイザー社製、武田 / モデルナ社製のどちらにおいても、概ね 1、2 回目と同様の症状が見られます。

【期待される効果】

3 回目の接種をした人の方が、3 回目の接種をしていない人よりも新型コロナウイルスに感染、重症化するリスクが低くなると報告されています。

今後の 1・2 回目接種

接種会場および日程を集約しながら実施しています。

接種予約をする際は、市ホームページで開設されている会場および日程を確認してください。

ワクチンの予約 / お問い合わせ先

■ インターネット予約

市のホームページ(右の QR コード)から予約してください。
※アクセスが集中すると、つながりにくくなる場合があります。



■ 電話予約 / 予約のお問い合わせ

江別市新型コロナワクチンコールセンター

☎ 011-600-1234 (8:45 ~ 17:15)

※ 土日、祝日も受け付けています。(年末年始を除く)

■ 副反応などに関するお問い合わせ

北海道専門相談ダイヤル

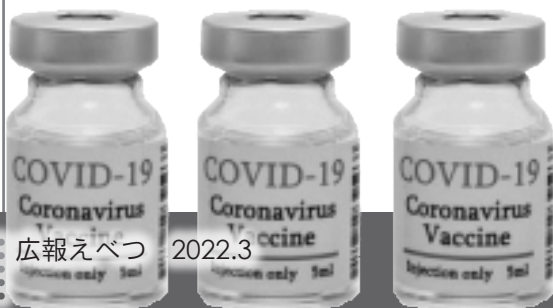
☎ 0120-306-154 (9:00 ~ 17:30)

※ 土日、祝日も受け付けています。

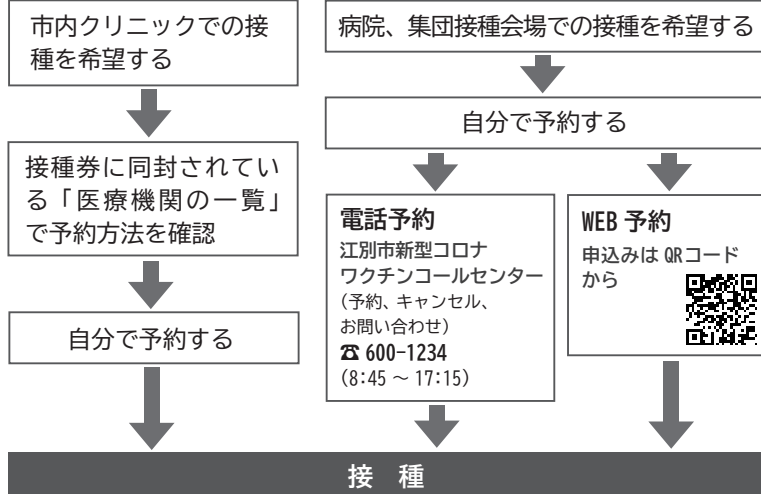
■ 接種券発送などに関するお問い合わせ

新型コロナウイルス感染症対策室

☎ 011-385-8910 ※ 平日のみ



3 回目接種の予約から接種までの流れ



※ 日程の変更などは、コールセンター(☎ 600-1234)へご連絡ください。

※ 予約方法の詳細は、接種券に同封されている案内文でご確認ください。

3 回目接種の接種会場

予約する際は、必ず接種するワクチンをご確認ください。

【市内医療機関(病院、クリニック)】

※ 3 回目接種を実施している病院などの詳細は、市ホームページでご確認ください。



【集団接種会場】

青年センター、大麻公民館、市民会館

【北海道ワクチン接種センター(北海道運営)】

ホテルエミシア札幌

5 歳以上 11 歳以下(小児)への 新型コロナワクチン接種について

※ この内容は令和 4 年 2 月 14 日現在のものです。

国の方針により変更となることがあります。

国では、努力義務規定の適用を除外し、3 月頃から接種できるよう、必要な法改正の手続きが行われているところです。

このため、接種券の発送時期や予約方法、接種の開始時期および接種会場は国の動向を踏まえながら調整しています。

【接種できる方】

5 歳以上 11 歳以下の方

【使用ワクチン】

ファイザー社製 5 ~ 11 歳用のメッセンジャー RNA ワクチンを使用します。

【接種回数・接種間隔】

3 週間の間隔をおいて 2 回接種します。

詳細が決まり次第、ホームページや広報誌、接種券に同封される案内文でお知らせします。

新生活の 手続きは お早めに

【詳細】 戸籍住民課 ☎ 381-1020

市役所本庁舎のほか、以下の窓口でも
手続きができます

▼ 住民登録の異動・証明書発行 ▼

大麻出張所 平日 8:45～17:15
(大麻中町 26-4 ☎ 382-4855)

大麻出張所で可能な手続き

住民登録の異動、各種証明書の発行（住
民票の写し、印鑑登録申請・印鑑登録証
明書、戸籍の証明書）、戸籍の届出、税務
に関する証明書の発行

▼ 証明書発行のみ ▼

証明交付窓口 平日 8:45～17:15 ※

- 水道庁舎内証明交付窓口（萩ヶ岡 1-4）
- 市民交流施設証明交付窓口
(東野幌本町 6-43)
※市民交流施設は平日 9:00～17:15 です
- 豊幌地区センター証明交付窓口
(豊幌 686-10)

交付可能な証明書など ※住所の異動は対象外
住民票の写し（広域交付を除く）、印鑑登
録証明書、戸籍の証明書（※豊幌では取り
扱いなし）、税務に関する証明書

夜間証明交付窓口

火・木 17:15～20:00

【毎週火曜日】… 祝日を除く

- 市民交流施設証明交付窓口
(東野幌本町 6-43)

【毎週木曜日】… 祝日を除く

- 市役所本庁舎戸籍住民課（高砂町 6）

交付可能な証明書など ※住所の異動は対象外
住民票の写し（広域交付を除く）、印鑑登
録申請・印鑑登録証明書、戸籍の証明書

この春に新生活を始める方
や引っ越しをする方は、住民
登録の異動の届出が必要で
す。この届出は国民健康保険
や国民年金、選挙人名簿への
登録などに関わる大切な手続
きです。

また、「マイナンバー
カード（写真付き）」、「住民基本
台帳カード」の住所変更の届
出も忘れずにしてください。

● 窓口が混み合います

3月・4月は新生活を開始
する方が多いため、引っ越し
に伴う手続きで窓口が大変混
雑します。

手続き終了までに長時間お
待ちいただく場合もあります
ので、下の混雑予想カレン
ダーを参考に、時間に余裕を
持ってお越しください。

● **混雑回避のポイント**
住民登録の異動届出は大麻
出張所でも受け付けていま
す。また、各種証明書が必要
な方は証明交付窓口などを利
用すると混雑を回避できま
す。

● **郵送でも可能な手続**
転出の届出や住民票などの
証明書の請求は来庁せずに郵
送でも行うことができます。

また、マイナンバーカード
や住民基本台帳カードをお持ち
の方はコンビニなどの店舗
で住民票などの証明書を取得
することができます。

届出の方法や請求できる証
明書の種類、店舗での取得方
法などの詳細は左ページ、ま
たは市ホームページでご確認
ください。

混雑予想 カレンダー

 それほど混雑しません

 少し混雑します

 混雑します

 とても混雑します

※ このカレンダーは例年の状
況から予想しています。
天候などの状況により変わる
場合もあります。

※ 4月1日は窓口が終日、大
変混雑することが予想されま
す。手続きにかなりの時間お
待ちいただく可能性があります。

※市役所本庁舎窓口のお呼び
出し状況は、以下のホームペ
ージまたは QR コード
から確認できます。



<https://i-ban.com/ebetsu/>

3月	日	月	火	水	木	金	土
8:45～13:00	3/13	14	15	16	17	18	19
13:00～15:30							
15:30～17:15							
8:45～13:00	3/20	21	22	23	24	25	26
13:00～15:30							
15:30～17:15							
8:45～13:00	3/27	28	29	30	31	4/1	2
13:00～15:30							
15:30～17:15							
4月	日	月	火	水	木	金	土
8:45～13:00	4/3	4	5	6	7	8	9
13:00～15:30							
15:30～17:15							
8:45～13:00	4/10	11	12	13	14	15	16
13:00～15:30							
15:30～17:15							

転出とともに 必要な手続き

【印鑑登録証】

印鑑登録証（カード）をお返しください。

【詳細】 戸籍住民課 ☎ 381-1020

【水道・下水道】

引っ越しする1週間ほど前に、水道部営業センターへ移動先をご連絡ください。

【詳細】 水道部営業センター ☎ 385-4987

【各種医療費の受給者証】

子ども・ひとり親家庭・重度心身障がい者の各種医療費受給者証を担当課へお返しください。

※ 引越先の市町村で医療助成の申請をする際、所得課税証明書（課税年度の1月1日現在、住民登録のある市町村で発行）が必要な場合があります。引越先の市町村の担当窓口にお問い合わせください。

【詳細】 医療助成課医療助成係
☎ 381-1403

【各種保険者証】

国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証を担当課へお返しください。

国民健康保険被保険者証

【詳細】 国保年金課国保賦課係
☎ 381-1028

後期高齢者医療被保険者証
介護保険被保険者証

【詳細】 医療助成課高齢者医療係
☎ 381-1403

【標識が江別市の原付バイク （125cc以下）、小型特殊自動車】

「標識（ナンバープレート）」と「標識交付証明書」をお持ちの上、廃車手続きをしてください。

引っ越し先の市町村での登録に必要な「廃車申告受理証明書」をお渡しします。

【詳細】 市民税課税制係 ☎ 381-1012

【① 4輪軽自動車、 ② 2輪バイク（125cc超）】

転出に伴い車両の定置場所が市外になる場合は、登録変更の手続きが必要です。市役所では手続きできませんので、以下へご連絡ください。

①の連絡先：全国軽自動車協会連合会札幌地区事務取扱所 ☎ 768-3955

②の連絡先：北海道運輸局札幌運輸支局
☎ 050-5540-2001

市外へのお引越は 転出手続きをお忘れなく

進学や就職、転勤などによる転出の届出は、予定日の2週間前からできます。

窓口での届出

▼ 必要なもの

本人確認書類（※1）、本人と別世帯の代理人の方が届け出る場合は「委任状」

▼ 受付窓口

市役所本庁舎戸籍住民課
大麻出張所

▼ 受付時間

平日8時45分～17時15分

郵送での届出

「転出証明書郵送請求書（郵

▼ 必要なもの

送による転出届」を戸籍住民課へ送付してください。様式は市ホームページや各証明交付窓口に用意しています。



▲市HP

▼ 郵送先

〒067-8674 高砂町6
江別市役所戸籍住民課 宛

※ 1 本人確認書類

①②のいずれかをご提示ください。

① 運転免許証・マイナンバーカード・住民基本台帳カード（顔写真付き）・パスポート・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・運転経歴証明書など、官公署が発行した顔写真付きの書類／1点

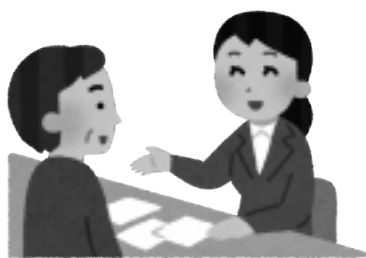
② 健康保険証・後期高齢者医療被保険者証・年金手帳（証書）・介護保険被保険者証・各種受給者証・学生証（顔写真付き）など／2点

※ マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードを提示し、転出の届出をすると「転出証明書」の交付が省略される場合があります。

公立小中学校の転校

現在の学校から、新しい学校での転校手続きに必要な「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」の交付を受けてください。

【詳細】 学校教育課学校教育係
☎ 381-1058



お待たせしません！

証明書等コンビニ交付サービスをご利用ください

マイナンバーカード（写真付き）または、住民基本台帳カードをお持ちの方はコンビニエンスストアで住民票の写しなどの各種証明書を取得できます。

各種証明書のみを請求される方は、コンビニ交付サービスを利用すると待

ち時間が無く取得できます。

※ マイナンバーカードは有効な利用者証明用電子証明書が搭載されたものの、住民基本台帳カードはコンビニ利用申請をしているものが必要です。

▶ 詳細は右のQRコードから



ご協力ください 引越しいみの処理

ごみステーションに出すときは
少量に分けて

引越などでも多量のごみを一度に出すと、ごみステーションからごみがあふれ、近所に迷惑がかかりますので、少量に分けて出してください。

一度にごみステーションに出せるごみの量は、4人世帯でおむね120ℓまでです。

○危険ごみを処理する場合は

危険ごみの収集日にごみステーションに出してください。

水銀を含む温度計・体温計、乾電池、ライター、スプレー、ガスカセット缶、小型充電式電池は品目ごとに透明な袋に入れてください。

※蛍光管は、購入時の箱に入れるか、新聞紙などで包んでください

○資源物を処理する場合は

資源物は、品目ごとに中身の確認が簡単にできる袋（透明または半透明）に入れて出してください。

一度に処理したい場合は クリーンセンターへ自己搬入

「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」に分別し、環境クリーンセンター（八幡122 ☎ 391-0422）に搬入してください。（※処理手数料は10kgにつき120円です）

- 市内の家庭から出たごみに限ります
- 危険ごみは持ち込めません
- 指定ごみ袋やごみ処理券、大型ごみ処理シールは使えません
- 袋を使う場合は、中身の見える袋に入れてください
- 市内在住が確認できるもの（免許証など）が必要です

○ご自分で持ち込めない場合は江別リサイクル事業協同組合（☎ 385-7124）に依頼してください（有料）。

受入日時：月～土曜日の9時～12時、13時～16時

休日：日曜日、1/1～1/3

処理手数料：10kgにつき120円（10/1から10kgにつき150円になります）



ごみの出し方が「分別の手引き」で確認をしてわからないときは、ごみの出し方相談ダイヤル（☎ 384-5600）にお問い合わせください。詳細はQRコードから



【詳細】廃棄物対策課
指導係 ☎ 383-4217



事前にご連絡を ごみステーションの設置

ごみステーションは10戸前後で利用することを基準としています。設置や移動をする場合は、近隣の皆さんで話し合った後に「市と協議」が必要です。交通安全や生活環境上、設置できない場所がありますので、必ず事前にご連絡ください。特に「ごみボックス」の設置をお考えの方は、購入の前に必ずご相談ください。

4戸以上のアパート、マンションなどの共同住宅には、その敷地内に専用のごみステーションを設置することが義務付けられています。設置場所や容量などについては事前に相談、地域自治会への説明をお願いします。

共同住宅専用ごみステーションは入居者用です。承諾を得ている場合を除き、入居者以外は使用できません。

【詳細】廃棄物対策課指導係 ☎ 383-4217



学習机・スキーなど リユースに ご協力ください

大型ごみとして出される学習机・スキー・スノーボードの中で、まだ使えるものをWebサイト「地元の掲示板ジモティー」を活用して必要な方にお渡しするため、提供品を集めています。ごみを出す方から了解を得たもののみリユースしますので、ご協力いただける方は、大型ごみ処理シールに「リ」と書いて出してください。

※リユース品として提供いただく場合も、ごみ処理手数料はかかります

【詳細】廃棄物対策課
減量推進係 ☎ 383-4211



守れていますか？ ペットの飼育マナー

マナーを守って

散歩中や外飼いの犬は鎖やリードでつなぎ、周囲の人や犬自身の安全を確保しなければなりません。散歩の際は必ず2m以内のリードを付けましょう。

また、ふん尿の処理は飼い主が責任を持ち行ってください。自宅トイレを済ませてから散歩すること、心掛け、公共の場所や他人の家の前では排せつさせないようにしましょう。

飼育マナーを守って、人も動物も暮らしやすい環境作りを心掛けましょう。

また、野良猫にエサを与え続けることは飼い主と同じ責任を負うこととなります。飼い主になれないのなら、無責任なエサやりはやめましょう。

放浪犬は捕獲します

市内で放れている犬は保護します。犬が逃げ出さないように、首輪やつないでいる鎖などを点検し、首輪には鑑札や名札をつけてください。

猫の飼育は室内で

病気の感染や不慮の事故を防ぐため、猫は室内で飼育しましょう。

また、野良猫にエサを与え続けることは飼い主と同じ責任を負うこととなります。飼い主になれないのなら、無責任なエサやりはやめましょう。



市ホームページからQRコードから

381-1094

生活衛生係
市民生活課

犬を飼ったら登録を！

新しく犬を飼ったときや他市町村から犬を連れて転入してきたときは登録が必要です。

●新しく犬を飼うとき

対象：生後91日以上の子犬
登録手数料：3,000円
登録場所：市民生活課（市役所本庁舎西棟2階）、市内動物病院

●転入してきたとき

届出場所：市民生活課
必要なもの：他市町村での登録が確認できるもの

義務です！ 狂犬病予防注射



1年に1回の予防注射が義務付けられています。動物病院で必ず予防注射を受けさせましょう。

市外の動物病院で予防注射を受けた場合は、市民生活課か市内動物病院で注射済票を受けてください。

野生動物との接し方Q & A

〔詳細〕 環境課環境保全係（自然環境担当） ☎ 381-1046

Q1 弱った鳥を見つけたときは？

ケガや病気で弱っていても、それを捕食して命をつなぐ動物もあり、自然の営みの一部なので、そっとしておいてください。

Q2 野生動物に餌をやっても良いですか？

法律で規制されていませんが、餌付けに頼むようになると、野生動物が自然の中で生きる力を維持するのが難しくなります。

また、餌付けによってたくさんの鳥などが集まると、感染症リスクを高めたり、周囲に糞害が発生するおそれもあるため、好ましくありません。



Q3 近所にカラスやキツネが出没するので駆除してほしい

カラスもキツネも法律により保護されている野生動物で、人間の都合で駆除することは厳しく制限されています。

カラスやキツネは、ごみステーションや家庭菜園を荒らして生ごみの味を覚えたりすると、頻繁に市街地に出没するようになり、人間との軋轢が増えますが、市街地ではワナや銃が使えないため、駆除する手段もありません。

野生動物との軋轢を減らすためには、ごみステーションや家庭菜園、屋外で飼うペットの餌場など、野生動物が寄り付く原因となる場所の管理を徹底しましょう。



江別の顔づくり事業 基盤整備が完了します！

【詳細】 開発指導課 ☎ 381-1086

市では、平成18年度から野幌周辺地区で『江別の顔づくり事業』を進めてきました。

今年度、北海道が進めている8丁目通をもって、全ての基盤整備が完了しますので、これまでの整備実績などを紹介します。（詳細は下のQRコードをご覧ください）

なお、今後も、交通安全対策や未利用地の活用、商業などの活性化の取り組みを継続し、賑わいあるまちづくりにつなげていきます。



1 整備前の6・8丁目通の踏切では、常に渋滞が見られた。

2 鉄道高架後は、目立った渋滞は見られていない。

事業概要

目的

- ①南北市街地の一体化によるコンパクトな市街地形成
 - ②都市機能充実による中心市街地活性化テーマ
- 市民みんなが行けるにぎわいと魅力ある市民交流拠点づくり

事業名

- 江別の顔づくり事業
- (1) 連続立体交差事業（北海道施行）
- (2) 土地区画整理事業（市施行）
- (3) 街路事業（市・北海道施行）
- (4) その他事業（市施行）

関連道路整備
野幌中央緑地整備
市民交流施設
商業等活性化事業

南北市街地の一体化

～往來を便利に～

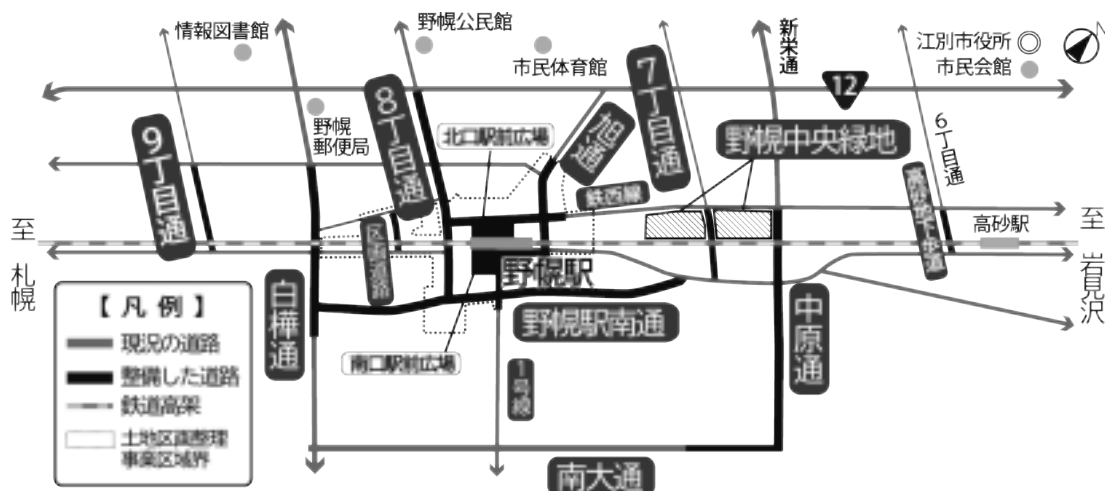
▼鉄道高架化で渋滞が解消

6丁目通では、1日に7千5百台の自動車通行があるなか6・2時間、8丁目通では、1日に8千2百台の自動車通行があるなか6・4時間の踏切遮断時間があり、渋滞が発生していましたが、踏切除却により渋滞が解消されました。

▼鉄道横断道路を5か所増加

中原通・7丁目通・旭通・区画道路・9丁目通に、鉄道横断道路を新規整備しました。その結果、南北市街地へ行き来する時間が短縮され、生活利便施設へ行き来しやすくなり、南北横断交通量が、自動車で約24%、歩行者で約42%増加しました。

<整備位置図>





6 「EBRI」では、市の特産品を扱うアンテナショップがあり、市に関連したイベントも開催されるなど、市民が集まれる場になっている。
 7 「ホテル・リボン野幌」には、65の客室とレストランがある。
 8 「ぶらっと」は市民団体の活動の場となっている。



3 「野幌駅北口駅前広場」は、バス停の集約、一般車やタクシーの乗降場、バリアフリー化などの整備が行われた。
 4 駐輪場は、野幌駅周辺の高架下などに設置。
 5 野幌中央緑地の「集いの広場ゾーン」は、多様な野外活動が可能となっている。

野幌駅付近の整備

～安全で快適に～

▼北口・南口駅前広場の整備

電車とバスなどの乗り換え、自家用車の送迎が安全で便利になりました。

▼幅の広い歩道の整備とバリアフリー化

安全で快適な歩行空間を確保しました。

▼電線類の地中化

都市災害の防止、景観や情報ネットワーク性能の向上を図りました。

▼駐輪場の整備

千800台が駐輪可能となり、放置自転車が83%減少しました。

▼野幌中央緑地の整備

地場産のれんがと緑が調和し、江別らしい市民憩いの空間となりました。

都市機能の充実

～新たな人の流れを～

▼市民交流施設「ぶらっと」

令和元年12月のオープン後、月平均で2千人以上が利用しました。

▼宿泊施設「ホテル・リボン野幌」

令和元年12月のオープン後、約2万6千人が宿泊しました。

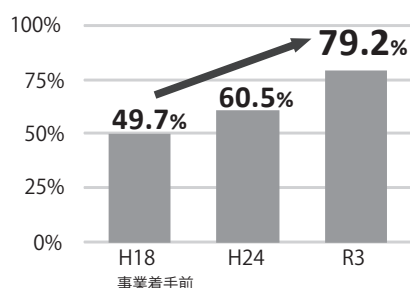
▼商業観光施設「EBRI」

平成28年3月のオープン後、5年間で約140万人が来場しました。

▼「八丁目プラザのつぼ」

平成28年12月に地域の交流拠点としてリニューアルオープン。利用者は年間1万人を超え、以前の倍以上になりました。

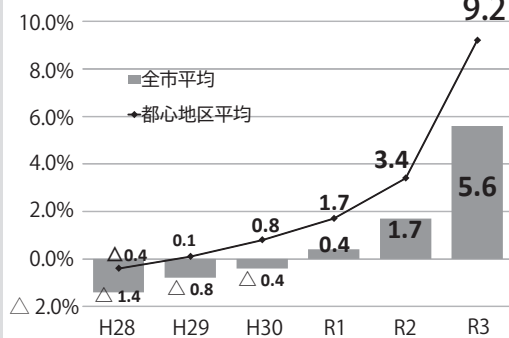
<市民満足度>



(まちづくり市民アンケート調査結果より)

また、利便性や快適性の向上により、野幌駅周辺地区の市民満足度が、大幅に上昇しました。

<地価の変動率>



(地価公示・北海道地価調査より)

○事業による波及効果

野幌駅を中心とした都心地区内の地価は平成29年から、全市平均の地価は令和元年から上昇しています。(野幌東町の対前年変動率は、全国9位の、+15.7%)

栄誉をたたえて 青少年文化賞・スポーツ賞など

【詳細】生涯学習課 ☎381-1060
スポーツ課 ☎381-1061

文化賞

全国規模の各種コンクールなどで3位以内または通算2年以上入賞



はやし りんか
林 鈴果
立命館慶祥高2年
第4回忘れられない中国滞在エピソードコンクール一等賞【作文】



みずうち ゆうな
水内 結菜
立命館慶祥高2年
第19回高校生福祉文化賞エッセイコンテスト優秀賞【作文】



きむら えりか
木村 英梨香
江別第二小3年
第11回日本バツハコンクールオンライン大会小学1・2年A部門 金賞【ピアノ】

スポーツ賞

全国規模のスポーツ大会などで3位以内または通算2年以上入賞、全国記録の更新



すぎやま こうすけ
杉山 琇右介
対雁小5年
2021年少林寺拳法全国大会 論文の部 最優秀賞【少林寺拳法】

文化奨励賞

全道規模のコンクールなどで1位

文化奨励賞 個人

姉崎 康佑 大麻高3年
【写真】

坂口 凛花 立命館慶祥高1年
【競技かるた】

坂下 杏美 立命館慶祥中3年
【競技かるた】

林 くるみ 立命館慶祥中1年
【競技かるた】

中野 侑海 立命館慶祥中1年
【競技かるた】

螺良 有里 いずみ野小6年
【ピアノ】

石井 結乃 中央小1年
【書道】

スポーツ奨励賞

全道規模のスポーツ大会などで1位

スポーツ奨励賞 個人

浮田 颯人 大麻高3年
【水泳】

佐藤 心 江別高3年
【水泳】

大家 士延 大麻中1年
【水泳】

小原 陽夏 とわの森三愛高3年
【バドミントン】

平元 さや とわの森三愛高3年
【バドミントン】

半澤 寧大 とわの森三愛高3年
【ソフトテニス】

蓮實 璃子 対雁小4年
【ソフトテニス】

文化奨励賞 団体

大麻高校 演劇部
【演劇】

立命館慶祥高校 数学同好会
【科学】

立命館慶祥高校 囲碁・将棋部
【将棋】

立命館慶祥高校 競技かるた部
【競技かるた】

立命館慶祥高校 どさんこ三姉妹
【プレゼンテーション】

スポーツ奨励賞 団体

大麻高校 水泳部 男子・女子
【水泳】

とわの森三愛高校 体操競技部 男子・女子
【体操】

とわの森三愛高校 男子ソフトテニス部
【ソフトテニス】

とわの森三愛高校 バドミントン部
【バドミントン】

とわの森三愛高校 ソフトボール部
【ソフトボール】

Sieg R. Gクラブ
【新体操】

元江別レッド・ソルジャー
【ドッジボール】

上江別ドッジボールクラブ
【ドッジボール】

BEELFAST Jr
【ドッジボール】

大麻泉ラモーズバレーボール少年団
【バレーボール】

今井 遥風 対雁小3年
【ソフトテニス】

小沼 有李 とわの森三愛高1年
【体操】

後藤 美虹 江別第一中1年
【新体操】

大川 草太 文京台小6年
【ダブルダッチ】

北原 七楓 上江別小3年
【空手道】

教育委員会賞

全道規模の大会・コンクールなどで2位3位

【文化】 高橋 未幸 (とわの森三愛高2年) 【書道】 佐々木 鈴菜 (大麻高2年) 【絵画】 清水 綾乃 (立命館慶祥高2年) 【小説】 三浦 和 (立命館慶祥中3年) 【競技かるた】 相馬 佳奈 (立命館慶祥中3年) 【競技かるた】 鈴木 雛乃 (立命館慶祥中2年) 【短歌】 松本 いく (野幌小6年) 【バイオリン】

【スポーツ】 田中 克武 (大麻東中3年) 【剣道】 佐藤 楓起 (中央中3年) 【バドミントン】 大川 まつり (大麻中2年) 【ダブルダッチ】 川島 晴登 (文京台小6年) 【ダブルダッチ】 芹澤 鈴音 (江別第一小6年) 【ソフトテニス】 藤本 楓 (江別第二小6年) 【ソフトテニス】 辻道 侑良 (対雁小5年) 【ソフトテニス】 中屋 沙柚 (上江別小5年) 【ソフトテニス】 大西 紗李亜 (対雁小6年) 【陸上】 江別第二中学校 女子バスケットボール部 【バスケットボール】 中央中学校 男子バレーボール部 【バレーボール】 中央中学校 女子バドミントン部 【バドミントン】 中央中学校 男子ソフトテニス部 【ソフトテニス】 北海道新体操クラブ江別 【新体操】 NORTH 新体操クラブ 【新体操】

第7次江別市総合計画・江別市都市計画マスタープランなどの策定に関する「まちづくり市民アンケート調査」の結果

市では、「第7次江別市総合計画」、「江別市都市計画マスタープラン」などの策定にあたり、多くの市民の皆さんの意見を反映させるため、アンケート調査を実施しました。

このアンケートでは、市の現状に対する満足度や、将来のまちづくりに対する考え方などを質問し、調査結果は「第7次江別市総合計画」、「江別市都市計画マスタープラン」などにおける市の将来像を検討するために使用します。

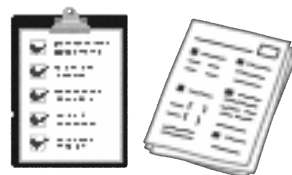
※今回実施したアンケート調査結果の詳細は、市ホームページでご覧いただけるほか、市役所本庁舎1階の情報公開コーナーや大麻出張所などの公共施設で閲覧できます。



【詳細】政策推進課（総合計画・総合戦略担当） ☎ 381-1033

まちづくり市民アンケート調査の概要

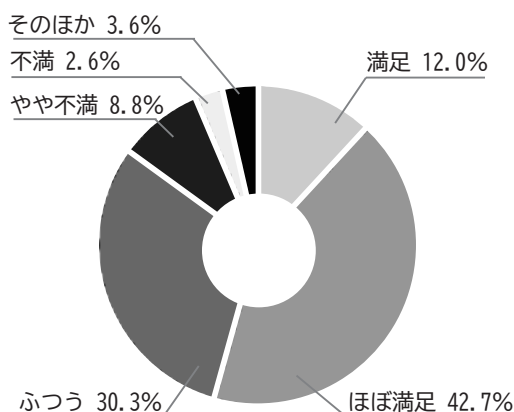
対象者：18歳以上の市民 5,000 人
実施期間：令和3年10月6日から10月31日まで
回答者数：2,059 人
回答率：41.2%



主な集計結果

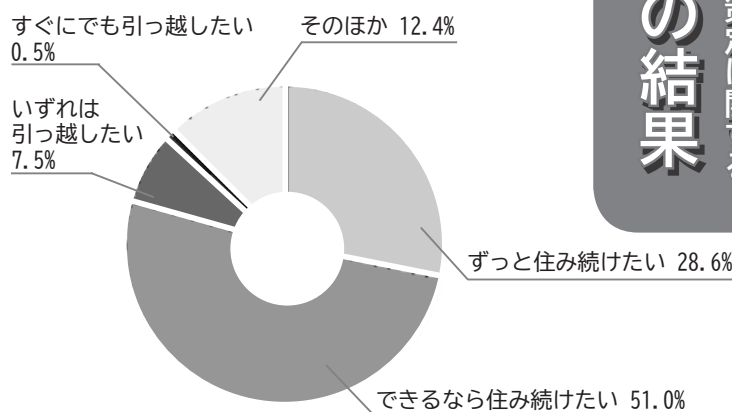
① 江別市の住み心地は？

「満足」と「ほぼ満足」の合計は 54.7% で、満足と感じていると回答した方の割合が過半数を占めています。（平成23年の前回調査と比べて、3.6ポイント増加）



② 江別市への定住意識は？

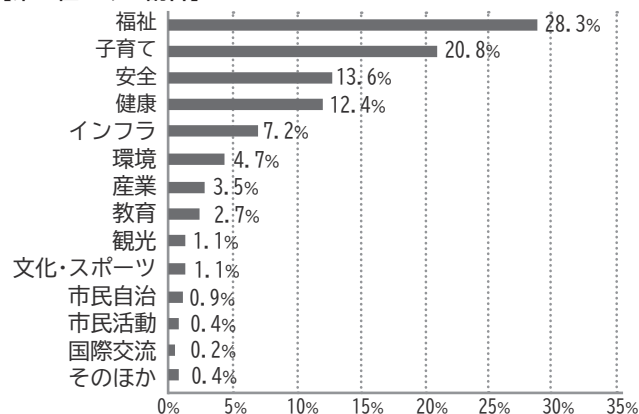
「ずっと住み続けたい」と「できるなら住み続けたい」の合計は 79.6% で、定住意向を示した方は約8割を占めています。（平成23年の前回調査と比べて2.5ポイント増加）



③ 将来の江別市のイメージは？

「将来の江別市のイメージとしてふさわしいもの」を3つ選択していただきましたが、第1位に選ばれたのは多い順から「高齢者や障がい者など、すべての人が安心して暮らせるまち（福祉）」、次いで「子どもたちが地域で安心して暮らせるまち（子育て）」、「事故や犯罪が少なく、災害に強いまち（安全）」となりました。

【第1位のみの割合】



【第1位から第3位合算の割合】

